

「バーゼルⅡに関する告示を一部改正する告示(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

○ 第1の柱			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行告示第1条第2号の2イ	「裏付け資産の一部として証券化エクスポージャーの組入れが可能な取引のうち、算出基準日において組入れられていないもの」は、再証券化取引に該当しない取引であると理解している。当該解釈をQ&A等で明確化いただきたい。	個別事情によりますが、貴見のとおりと考えられます。なお、自己資本比率を引き上げるために算出基準日にあえて証券化エクスポージャーを除くなど、規制裁定的な取扱い、本制度の趣旨に反することにご留意ください。
2	銀行告示第1条第2号の2イ	「証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更」されたと認識される状況に、一次証券化取引においても一般的に起こり得るリスク特性の変化、例えば、単に優先とメザニンに階層化することによって生じる変化は含まれないものと理解している。当該解釈をQ&Aで明確化いただきたい。	個別事情によりますが、貴見のとおりと考えられます。
3	銀行告示第1条第2号の2イ	「証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの」とは、形式的な理由で再証券化とは看做されない旨確認したい。例えば、単一の証券化エクスポージャーを再トランピングして商品化した場合、原資産に変更はなく単に信用補完の水準が変更されたに過ぎずリスク特性が実質的に変更されていないため、再証券化商品と定義しないことを確認したい。	本規定において、再トランピング後においてもリスク特性が実質的に変更されておらず、一次証券化と同様のものと認められる場合には、再証券化取引には該当しないこととなります。なお、一般的には証券化取引は個別性が強いと考えられるため、どのような取引が本規定に該当するのかは、個別事情を踏まえて、判断することが必要と考えられます。また、高格付を取得することのみ目的として再トランピングを行うなど、いわゆる格付アービトラージのための証券化取引等は本条の趣旨に反することにご留意ください。
4	銀行告示第1条第2号の2イ	MBSの扱いについて、標準的手法と内部格付手法の場合で整合性がとれるようにしていただきたい。 不動産を裏付けとしたノンリコースローンを加工した証券化商品を1次証券化エクスポージャーとし、また、当該ノンリコースローンのリスクウェイトには、例えば、50%、100%、400%を適用するといった対応を検討いただきたい。 なお、現状、当該ノンリコースローンを証券化エクスポージャーとして扱い、外部格付を用いている場合には、経過措置を含めた激変緩和措置を手当ていただきたい。	標準的手法と内部格付手法との間の整合性が保たれるよう、当面の間、Q&A等での対応を検討させていただきます。

○ 第1の柱			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
5	銀行告示第1条第2号の2イ	<p>以下の場合について、再証券化取引に該当するか確認させていただきたい。</p> <p>(1) 一つの事業用不動産向け貸付け(告示第1条第46号)に該当する債権を原資産として組成された信託受益権を原資産とするSPVの発行したCMBS</p> <p>(2) 複数の事業用不動産向け貸付債権を原資産としてそれぞれ組成された複数の信託受益権を原資産とするSPVの発行したCMBS</p> <p>(3) 複数の事業用不動産向け貸付債権及び信託受益権を原資産とするSPVの発行するCMBS</p>	<p>(1)については、再トランピング後においてもリスク特性が実質的に変更されておらず、実質的には一次証券化と同様のものと認められる場合には、本規定により再証券化取引には該当しないこととなります。</p> <p>(2)、(3)については、回答4をご参照ください。</p>
6	銀行告示第1条第2号の2イ	<p>再証券化の定義については施行後に組成・実行された取引に限定され、施行時に既に組成済みの取引に係るエクスポージャーには適用されないという理解でよいか。経過規定等で明確化していただきたい。</p>	<p>本告示は、適用日前に組成・実行された証券化商品についても適用されます。</p>
7	銀行告示第1条第2号の2イ	<p>「原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー」とは、原資産が単一の一次証券化取引に係る複数のトランシェの商品も含むという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。「原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー」とは、原資産プールが単一であることを意味しています。</p>
8	銀行告示第1条第2号の2イ	<p>「原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー」に該当する限りにおいては、一次証券化取引では達成できないようなリスク特性を備える目的で二次証券化取引が行われるといった特段の事情がない限り、「証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>再証券化取引に該当しないためには、原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャーであるだけでなく、再トランピング後においてもリスク特性が実質的に変更されておらず、実質的には一次証券化と同様のものと認められることが必要です。なお、一般的には証券化取引は個別性が強いと考えられるため、どのような取引が本規定に該当するののかは、個別事情を踏まえて、判断することが必要と考えられます。</p>

○ 第1の柱			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	銀行告示第1条第2号の2イ	原資産が単一の証券化エクスポージャーではいものの、リスク特性が一次証券化取引とほとんど変わらない商品についても、再証券化に該当しないとする措置を講じていただきたい。	バーゼル銀行監督委員会より公表されている最終文書（2009年7月13日）においては、証券化エクスポージャーを原資産とする証券化エクスポージャーを再証券化エクスポージャーと定義しています。本邦においては、経済実態を考慮して、第1条第2号の2イ及びロに該当する場合に限り、再証券化エクスポージャーに該当しないこととしています。
10	銀行告示第1条第2号の2ロ（1）	国等に対して最劣後部分の保有を求める趣旨は、国等に証券に関する責任を持たせることだと思われる。そうであれば、国等が最劣後部分を保有していなくても、証券について債務保証を行っているような場合も、同様に国等による責任が期待できるので、そのような場合も除外を認めるべきではないか。 また、「保証型」の中小企業CLOについても、当該規定に該当するという理解でよいか。	前段については、個別事情によりますが、国等が保証等を行い、実質的に最劣後部分を保有している場合と同様のリスクを負担していると認められる場合には、第1条第2号の2ロ（1）の要件を満たす場合もあり得るものと考えられます。 後段については、本規定の対象としては、例えば、日本政策金融公庫の地域金融機関CLOシンセティック型を想定していますが、いわゆる保証型についても、個別の商品を検討した結果、第1条第2号の2ロ（1）の要件に該当する場合もあり得るものと考えられます。
11	銀行告示第1条第2号の2ロ（1）	「当該証券化取引に係る最劣後部分を保有する」とは、最終的に組成された証券化商品の最劣後部分を保有するという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
12	銀行告示第1条第2号の2ロ（1）	日本政策金融公庫の関与のもとで組成される中小企業CLOのうち、「買取型キャッシュ方式」で、公庫が当事者とならない従来型及び「買取型シンセティック方式」で公庫がオリジネーターと発行体SPCの間でCDS契約の当事者となる最新型については、「国等により、…行われる証券化取引」（第1条第2号の2ロ柱書）、「国等がオリジネーターとして」（同号ロ（1））に該当すると理解してよいか。	本規定は、必ずしも「国等」が証券化取引の当事者となることを求めているものではありません。個別事情によりますが、ご指摘のようなスキームにおいて、「国等」の十分な関与の下で証券化取引が行われる場合については、本規定に該当するものと考えられます。
13	銀行告示第1条第2号の2ロ（1）	スキーム全体を見て（すなわち、一次証券化取引において）「当該国等」又は「オリジネーター」が最劣後部分のリスクを引き受けている場合には、最終的な証券化商品の最劣後部分を「当該国等」が保有する必要はないのではないかと。	回答10をご参照ください。

○ 第1の柱			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
14	銀行告示第1条第2号の2口(2)	「区分して経理することとされていること」及び「デフォルト情報について定期的に公表していること」が第1条第2号の2口の要件となっているが、中小企業CLOについては、当該要件を満たすという理解でよいか。	本規定の対象としては、例えば、日本政策金融公庫の地域金融機関CLOシンセティック型を想定しています。当該スキームにおいては、基本的に第1条第2号の2口(2)の要件は満たしているものと考えられます。
15	銀行告示第1条第2号の2口(3)	「原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること」について、中小企業CLOのうち、過去に発行された買取型及び自己型についても、当該要件を満たすという理解でよいか。 また、ここでいう「原資産」とは、CDS取引において参照債務とされている中小企業向けの貸付債権を指しているという理解でよいか。	前段について、本規定の対象としては、例えば、日本政策金融公庫の地域金融機関CLOシンセティック型を想定しています。当該スキームにおいては、基本的に第1条第2号の2口(3)の要件は満たしているものと考えられます。 後段については、貴見のとおりと考えられます。
16	銀行告示第1条第2号の2口(3)	日本政策金融公庫の関与の下で組成される中小企業CLOのうち、保証型については、「原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること」には該当しないように思われる。保証型(特に出口保証シンセティック方式)で複数の金融機関によりオリジネートされているスキームについても、公表する主体を「国等」ではなく、オリジネーターその他の第三者まで含める等の方法により再証券化取引の例外から排除されないよう、検討していただきたい。	保証型については、今後、個別の商品設計を踏まえたうえで、本規定に該当するかについても検討させていただきます。
17	銀行告示第1条第2号の2口	日本政策金融公庫の関与のもとで組成される中小企業CLOのうち、「買取型キャッシュ方式」で、公庫がオリジネーターと発行体SPCの間でCDS契約の当事者となる最新型については、各CDSにおいて免責部分が設けられている場合、公庫と発行体SPCとの間のCDSが二次証券化取引であるが、第1条第2号の2口に該当することによって再証券化取引に該当しないこととなり、従って、発行体SPCによる階層化された社債の発行は三次証券化取引ではあるが、同号イに該当することにより再証券化取引に該当しないものと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。

○ 第1の柱			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
18	銀行告示第1条第2号の2ロ	独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業に基づき組成される証券化商品についても、当該規定の対象としていただきたい。	回答9をご参照ください。
19	銀行告示第4条第1項イ、第10条第2項第2号	証券化取引を目的に保有する資産とは、ウェアハウジング取引と考えられるが、当該取引について特定取引等に係る資産の対象外としているが、特定取引等を行う部署において、リスク管理上特定取引と一体のものとして管理・評価しているものについては、マーケット・リスク相当額の対象として含めることとしていただきたい。	証券化取引を目的とするウェアハウジング取引については、証券化取引が完了して初めて市場流動性が認められることから、そのウェアハウジング期間については、流動性が高いことを前提としているマーケット・リスクの枠組みではなく、信用リスクの枠組みでリスクを計測することが求められています。 しかしながら、特定取引等を行う部署において、リスク管理上特定取引と一体のものとして管理・評価しているものについて、信用リスクの枠組みでリスクを捕捉した上で、追加的にマーケット・リスクの枠組みでリスクを捕捉する事が排除されるものではありません。
20	銀行告示第249条第4項	住宅金融支援機構債や、カバードボンドについては、個別商品ごとに「証券化エクスポージャー」であるか「発行体向けエクスポージャー」であるかを判断し、「証券化エクスポージャー」に該当する場合のみモニタリングが必要となるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。本規定は、証券化エクスポージャーのモニタリングに関する規定となっています。
21	銀行告示第249条第4項	ファンドを通じて証券化エクスポージャーを間接保有する場合の現実的なモニタリング目線の設定が必要ではないか。	ご指摘の場合であっても、基本的には直接保有している場合と同様のモニタリングが必要と考えられます。しかしながら、ファンドを通じて証券化エクスポージャーを間接保有する場合には、直接保有する場合と比較して、取得できる情報に制約があることが考えられることから、代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めていただくことが必要です。 なお、モニタリング体制の整備については、今後 Q&A 等で明確化する予定です。

○ 第1の柱			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
22	銀行告示第249条第4項第4号	「パフォーマンス」について、裏付資産の特性に応じて把握すべき項目をQ&A等で例示していただきたい。	個別の金融機関の状況、保有する証券化エクスポージャーの種類、額等に照らして、情報の把握等について適切なモニタリング体制を整備していただくことが必要です。 なお、モニタリング体制の整備については、今後Q&A等で明確化する予定です。
23	銀行告示第249条第6項	本条項には重複の際の対応が記載されていると認識であるが、「・・・最大の額のみを・・・用いることができる」の部分は、マーケット・リスクの個別リスクの資本賦課額と信用リスクアセットのうち金額の大きい方を使用するとの理解でよいか。 それとも、どちらに計上するかは各行が継続性を持って判断すればよいか。	マーケット・リスクの個別リスクの資本賦課額をリスクアセットに変換した額と信用リスクアセットのうち最大の額を使用することが求められるものと考えられます。
24	銀行告示第254条第2項	「第249条第2項から第6項までの規定は、前項の場合に準用する」とあるが、第6項は、格付準拠方式（RBA）以外にも準用することが可能な記載が必要と考える。	ご意見を踏まえて、修正させていただきます。

○ 第3の柱			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行告示第2条第2項第6号	<p>「銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引」とは具体的にどのような取引を指しているのか。例えば(1)は該当するとの認識であるが、(2)、(3)、(4)は該当しないという認識でよいか。</p> <p>(1) 銀行(信託銀行)が事業法人等の資産を取得し、当該資産を裏付けにSPCまたは信託等を介して証券化取引を行う場合</p> <p>(2) 事業法人等がオリジネーターとなる証券化取引で、証券会社がアレンジャー、銀行(信託銀行)が受託者となる場合</p> <p>(3) 事業法人等がオリジネーターとなる証券化取引で、銀行(信託銀行)が受益権の販売を行う場合</p> <p>(4) 事業法人等がオリジネーターとなる証券化取引で、銀行(信託銀行)がスキーム組成のみを行う場合</p>	<p>ここでいう証券化取引とは銀行がオリジネーター(スポンサーを含む。)である場合の取引を指しています。</p> <p>したがって、貴見のとおり、(1)は銀行がオリジネーターであることから、当該規定に該当します。</p> <p>(2)、(3)、(4)は個別事情にもよりますが、オリジネーターでない場合には、本規定には該当しないものと考えられます。</p>
2	銀行告示第2条第3項第6号イ(3)	<p>「証券化取引を目的として保有している資産」の具体的な事例や判断基準をQ&A等で例示していただきたい。</p>	<p>証券化取引を目的として保有している資産とは、ウェアハウジング取引が該当するものと考えられます。</p>

○ その他			
番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	附則	<p>適用時期が明示されていないが、パーゼル銀行監督委員会の公表文書に合わせて、平成23年12月31日(平成23年12月期決算より)であることを明示していただきたい。</p>	<p>適用時期については、附則で規定させていただきます。</p>